

質問第一号

旧令による共済組合等からの年金制度に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和三十八年六月十三日

上
原
正
吉

参議院議長 重 宗 雄 三 殿

旧令による共済組合等からの年金制度に関する質問主意書

旧令による共済組合等からの年金制度について次の質問事項に答弁されたい。

一、旧陸軍共済組合員で、旧陸軍共済組合における撰択組合員制度創設前に任官し、終戦により恩給受給年限に達しないで退職せしめられたため、旧陸軍共済組合の年金又は普通恩給のいずれをも受給できなかった者は、現行法適用者と著しく不均衡であるが、これは是正できないか。

二、旧軍属として勤続二十年未満の者で終戦により旧陸軍共済組合の年金受給年限に達しないで退職せしめられた者に対し、その勤続期間を、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の例にならい、厚生年金法又は国民年金法においても通算することは不可能か。

三、旧陸軍共済組合員で、旧陸軍共済組合の年金受給年限に達しないで任官し、恩給受給年限に達しないで退職せしめられた者のその勤続年数を、通算年金通則法により通算し、通算退職年金を支給することはできないか。

四、以上の諸点は、いずれも現行法の改正が必要と思われるが、国民皆年金の見地から、政府は現行法の改正をする考えがあるか。